

# 沼島

TAKUSUI

4

2004年 April

No.570



our hour  
フリースペース  
アワアワ

<但馬漁船保険組合>

「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（船主責任制限法）」について

ウチの漁協! JF沼島

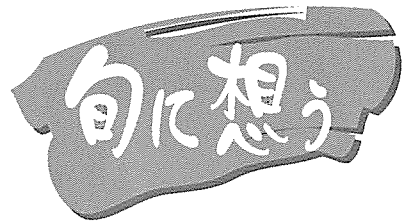
# CONTENTS

- 2 旬に想う  
歩いて往く道  
ほっとするフォトセラピー  
春風にゆれるシダレザクラ(イトザクラ)
- 3 News  
第2回春旬祭
- 4 フリースペース our hour  
「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(船主責任制限法)」について
- 6 第9回全国青年・女性漁業者交流大会で  
神戸市漁協婦人部が農林水産大臣賞を受賞!  
教えて! あなたのすがお
- 7 REPORT  
愛知県三河湾における漁場改善(干潟造成)に関する研修会
- 8 WTO情報
- 9 TOPICS  
行事予定・各地のおもなイベント情報
- 10 兵庫JCC通信
- 11 ホントに知ってる?こっそり覚えよう! 兵庫のさかな  
アイナメ  
森づくりに参加しよう  
漁業者の森
- 12 ウチの漁協

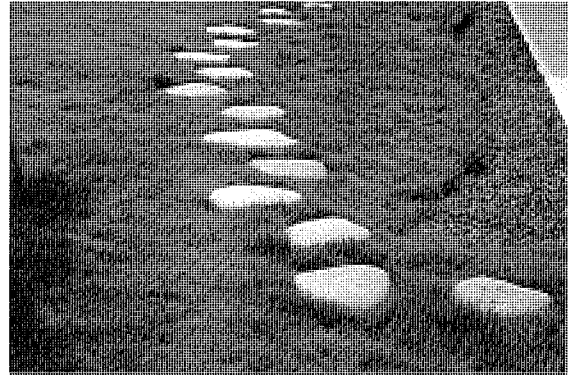
ヒロ旗谷のPHOTO ESSAY  
ほっとするフォトセラピー

今月の表紙: 春風にゆれるシダレザクラ(イトザクラ)  
-京都・二条城にて-

雨あがりの、しっとりとした大気の中  
ひやっとした甘い風にゆれる枝垂(しだれ)ザクラ。  
見返り美人の艶やかな着物姿にも似て  
優美な姿に引かされる。  
水気を含んだ花びらは  
遠目にも  
ひときわ、ふっくらと鮮やか。  
やさしく芽吹いた黄みどりの葉っぱと  
仲よく2色の世界を演じている。  
京都は二条城、桜の園の一隅  
桜は、王朝にも庶民にも親しまれた特別の花。



写真と文遊方子



## 歩いて往く道

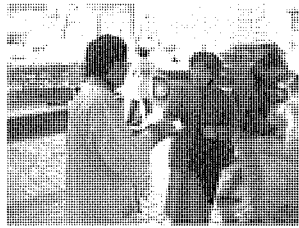
◆春ほど待たれる季節はあるまい。「冬来りなば春遠からじ」と、冬の初めから春を待つ気持ちでいる。季節の移りは極端に変化したり、どちらとも言えない曖昧な時が長く続いたりする。そして季節は必ず巡ってくる。人の生涯にも春があり、夏があり秋が訪れるが、それが何時なのか簡単には判らない。何か茫漠とした中に、希みを託している感じもする。古い《山日記》を繰って、若い頃に登った山々を思い出している。山頂への道を遠回りしたため、思いもよらぬ花畑へ出たり、偶(たま)たま小さな泉を見つけ歓声を挙げたりした。秋の草原で、虫の声を聞いていたこともある。今、鳴いておかないと、あと鳴くことが出来ないというように、本当に懸命な鳴き方をしていた。

◆山登りが好きな若者が集まり《ヌプリの会》というのを作った。自称詩人・哲学者・バイト学生一人・女性三人、そして私。みんな二十歳代で洗刺としていた。夜汽車を利用しての山登りを、交る替るリーダーを努めて、ワイワイ賑やかに青春を謳歌した。煙りに咽んだ山小屋。「からまつ」の林を過ぎてからまつをしまじみと見きからまつはさびしかりけり:「自称詩人が《落葉松》を朗唱する。哲学者は瞑想し、我らは山の歌やロシア民謡を合唱した。沢をのぼり、岩山を這うように伝って山頂で肩を叩きあつた。歩いて来た道を振り返ると実に懐かしく、それが今を生きる支えになっているようだ。青春時代、奔放に気ままに過ごしたのが良

かったと思うのである。

◆山歩きを楽しんでいる人がいる。目的の山の麓まで車で出掛け、下山道近くに駐め、登山道へ引き返し山へ登る。兵庫にある低い山を、一つずつ極めて記録し、地図上の三角点を赤く塗って、その印が増えていくのが嬉しいという。一緒に登った事もあるが、かなり早足のため当方はアゴを出した。彼は写真記録魔であり、何処へ行くにもデジタルカメラを持参する。貼り増しできるアルバムで克明な説明が付くのが特徴で、整理に時間がかかるというが、拝見するのも骨が折れる。趣味人はそれが堪らなく嬉しいらしい。心底から打ち込める趣味を持っているのは実に素晴らしいものだ。

◆私の楽しみは、里山近くでの菜園作業である。野菜作り始めた頃、土の状態も判らず失敗を繰り返した。あれから三年、土づくりに努めたこともあって、自家用の野菜が賄えるようになった。何ことも下地が大事なことは当然だが、野菜づくりの基本は《土拵え》に尽きよう。当初、完璧な無農薬栽培を目指し、色んな手引きを頼りに頑張ったが、葉菜は虫に食われ穴だらけ、豆類も半分が虫に食害された。その揚げ句、これらを害虫から守るには薬品使用もヤムを得ないと思うようになった。人間が病気になるれば薬の力を借りるように、毒物もホンの少し使うなら恐れることはない。今、夏採りキャベツが元気に育っている。しかし《日暮れて道遠い》思いはしている。

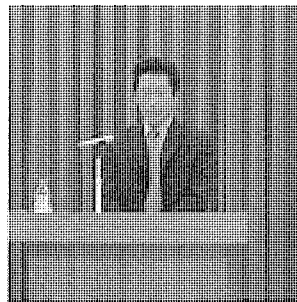


二月二十八日(土)～三月七日(日)、明石市商工会議所主催による「第二回春旬祭」が開催されました。明石海峡に春の訪れを告げるイカナゴ漁の解禁に合わせて、明石市の魚棚商店街や駅周辺の十三商店街などが参加し、魚にまつわる食品や衣類などの「店逸品」コンテストやフリーマーケットなどが繰り広げられました。

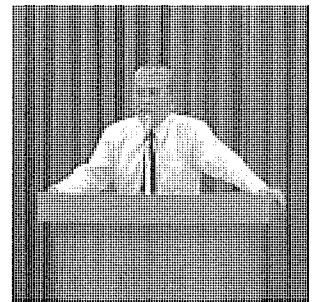
## 「第2回春旬祭」



情報コーナーでは、イカナゴ料理の展示、調理方法の相談コーナーを設置し、「ふるせの食べ方は?」、「くぎ煮を上手く作るには?」などの相談が寄せられました。土、日曜日には、ふるせ唐揚げの実演や試食を行い、最終日には、「明石のさかなのおもしろい話」をテーマに講演会が開催され、JF明石浦小松組合長並びに山崎総務部次長が講師を務められました。まずはじめに山崎次長より、魚を購入する際に、「第二に目が透き通っていること。目やえらが白かったり、身をおさえてもとってこないものはやめる。」といった良い魚を選ぶコツ



JF明石浦 山崎総務部次長



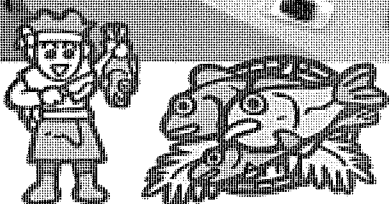
JF明石浦 小松組合長

魚づくしのイベントで盛り上がりました。

や、明石におけるおもしろい魚の呼び方等教えていただきました。小松組合長からは、「明石の魚を有名にさせたのは消費者であり、漁師のわざを育むのもまた消費者である。消費者が魚を食べてこそ漁師は成り立つと考える。皆様には、魚をたくさん食べてその輪をもっともつと広めてもらいたい。」とお話がありました。またセリでの数(値段)の読み方も教えていただきました。

たいへんわかりやすく楽しい講演会となり、明石はこの九日間、

JFグループひょうご企画調整室



# 「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（船主責任制限法）」について

## 【事件事例】

乗組員5名死亡・行方不明となった漁船同士の衝突事故

漂泊中の漁船A丸（125トン）に、漁船B丸（96トン）が衝突し、A丸が沈没、同船の乗組員2名死亡、3名が行方不明。最終的に、この事故の賠償関係は、B丸船主が責任制限額相当額（83,597,095円）を相手方に支払うことによって解決しました。（表1）

表1. A丸側の損害は、次のとおり（B丸側の損害はなし）

損害の種類	損害額	制限配分額
1. 物損（船体損害等）	227,088,490円	14,054,707円
2. 人損（5名死亡）	283,180,000円	69,542,388円
合計	510,268,490円	83,597,095円

通常であれば、本件は漂泊中のA丸にB丸が衝突したのですから、過失割合はB丸が不利になります。

例えば、過失割合を8対2（B丸不利）とした場合、B丸の船主は、A丸側に生じた損害額の8割（510,268,490円×0.8＝408,214,792円）を賠償しなければならぬこととなります。

それが本件の場合、2割にも満たない賠償金（83,597,095円）

の支払いで決着がついたのです。これは、B丸船主が「船舶所有者等の責任に関する法律（船主責任制限法）」によって、その責任を制限することができたことによるのです。

## なぜ海上における事故は制限できるのか？

陸上で発生した交通事故、例えば、停車中のバスにト

ラックが衝突して乗客が死亡したような場合、トラック側の責任が制限され、賠償金の支払いの一部が免除されることは決してあり得ません。陸上で発生した不法行為責任は無責任を負うことを原則としています。

しかし、海のルールは国際的で、基本的に世界統一基準です。船では、船長が事故を起こすと、船主は、どんなことを言っても全面的に一切の責任を負うことになっています。（民法715条の特則としての商法690条）ところが、その代わりに負う責任に限度があります。

つまり、責任はあるがその責任を制限できるといいう訳です。この理由については、種々説がありますが、要するに海上企業は海洋を舞台とする冒険的な産業であり、かつ国家にとつてきわめて重要な交易に従事するものであることから、国家的な見地になつて保護育成する必要があり、そのため、船主に対し責任を制限する権利を与えられたのだと言われています。

## 適用される範囲と責任制限金額

※57年条約と旧制限法

この法律による責任制限額は300トン未満の船舶の場合、次のように定められていました。

物損のみの場合	690万円
人損・物損が含まれる場合	2,139万円

つまり、死亡事故が発生しても、加害船主はわずかに2,139万円を支払えば一切の責任が免れるというものでした。

しかし、こうした低額な責任制限額はその後大きな社会問題となり、この法律の改正要望が漁業団体、中小海運業者等からあり、政府は「1976年の海事債権についての責任の制限に関する国際条約」に批准し、昭和59年に同条約に基づき船主責任制限法を改正し

ました。これが現在の船主責任制限法です。

## ※現在の船主責任制限法の制限額

現在の船主責任制限法は、ぶつてきた船の総トン数（国際総トン数）によって左表に示す、制限金額を決めています。

船主責任制限法第7条の規定による責任制限額

国際総トン数 (t)	物損のみの場合 (SDR)	人損のみまたは人損と物損の場合 (SDR)
～500	167,000	500,000
501～3,000	167,000 + (t-500) × 167	500,000 + (t-500) × 667
3,001～30,000		2,167,500 + (t-3,000) × 500
30,001～70,000	5,093,500 + (t-30,000) × 125	15,667,500 + (t-30,000) × 375
70,001～	10,093,500 + (t-70,000) × 83	30,667,500 + (t-70,000) × 250

たとえば、500トン以下の船にぶつられて怪我をさせられたり、船を壊された場合の責任限度額は500,000SDR（500,000×160円＝約8,000万円）です。

SDRというのは、国際通貨基金（IMF）の特別引出権をいいます。SDRは、金やドルに次ぐ第三の通貨とみなされているもので、その価値は、五大

国(米、英、独、仏、日)通貨の加重平均で決められており、日々変動します。責任制限手続きにおいては、支払うべき制限された金額を供託する日において公表されている最終の額により計算します。

## 注意1 船主責任制限法と遊漁船業者の責任

海上において業を営む「遊漁船」と500トン未満の鋼船(FRP船を含みます。)が衝突し、不幸にして遊漁船の乗船者が何人も死亡し、数億円の損害賠償の請求が船主に対してなされた場合、ぶつけた船主は50万SDR(約8,000万円)を相手に賠償すれば、それ以上の責任は船主責任制限法によって追及されません。しかし、遊漁船の船主は、ぶつけられたにもかかわらず乗船者の損害賠償額のうち8,000万円を超えた部分について、船主責任制限法の次の規定により海上における特殊事情には一切考慮されることなく、陸上における交通事故などによる不法行為責任と全く変わらない無限責任を負うこととなります。

現に、一事故で1億円を超える賠償金の支払いを負うような場合も希ではありません。保険に加入していただいたために、家屋敷を売却して支払いに応じたという例も報告されています。

### (船主責任制限法 第3条4)

本邦の各港間のみを航海する日本船舶の船舶所有者等又はその被用者等は、運送されるため当該船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害に基づく債権については第1項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。

## 注意2 非制限債権

そのほかにも、①故意、きわめて重大な過失により損害を発生させた場合。②船を航路筋などに沈没させ、国などからその船骸の撤去を命令された場合の撤去に要する費用。③油を流失させた場合の水面清掃費用などは制限できません。

## 船主責任制限法と漁船船主責任保険との関係は

漁船船主責任保険約款の規定により、責任制限を行った場合は当然に責任制限額を保険金として支払うとともに、万が一被保険者が責任制限手続きを行わなかった場合であっても、責任制限額を限度として保険金を支払うこととなっています。

## 船主責任制限法は再度改正される 責任制限額は大幅に引き上げられる

1996年、ジュネーブで開催された国際海事機関(IMO)の総会において、1976年の条約を改正する議定書が採択されました。この議定書によると、2000トン未満の船舶については、責任制限額は次のように大幅に引き上げられます。

物損のみの場合	100万SDR(約1億6,000万円)
人損・物損が含まれる場合	300万SDR(約4億8,000万円)

この議定書は、世界各国のうち10カ国が批准した日から90日後に条約が発効することになっています。2004年2月13日現在で10ヶ国になりましたが、日本はまだ批准していません。

## 船主責任制限法の改正動向について

日本国周辺での事故で放置される外国船舶の撤去問題等に対する今後の対応策として、平成15年11月1日に油濁損害賠償保障法の一部が改正され、国際総トン数5,000トン以下のばら積み油輪送船が油濁損害を発生させた場合、300万SDRから451万SDRに引き上げられたことに伴い、国内法の「船舶所有者等の責任の制限に関する法律」の責任制限額を引き上げることが検討されています。

## 船主責任制限法は両刃の剣である

加害者となった場合には、その責任が一定の金額に制限されますから、まことに有難い法律であるわけです。しかし、漁船間の衝突事故では、被害者となった場合には前述の事故例をみるまでもなく、きわめて悲惨な結果がもたされるだけでなく、加害者も保険外の支出を余儀なくされたり道義的責任により深刻な精神的苦痛をもちますなど、双方に大きな傷跡を残すこととなります。この

ような不合理を是正するため、本条約を早期に批准するとともに、この条約を先取りした船主責任制限法の早急な改正を要望しているところです。



# 第9回全国青年・女性漁業者交流大会で 神戸市漁協婦人部が農林水産大臣賞を受賞！

平成16年3月3日～4日東京の虎の門パストラルにおいて「第9回 全国青年・女性漁業者交流大会」が開催されました。

全国の青年・女性漁業者が日頃の研究・実践活動を発表するとともに、各グループ相互の知識や研究を交流し深めることにより、水産業・漁村の発展・浜の活性化を図っていくことを目的に開催されているこの大会は青年部・女性部が合同で行なうようになってから9回目、五つの分科会（漁業技術、増・養殖、漁業経営、環境保全、地域活動）に分かれ行なわれました。

本県からは津居山港漁協青壮年部と神戸市漁協婦人部が参加し、日頃の活動を発表したところ、神戸市漁協婦人部の「魚食普及活動から神戸の新たな食文化が根付いた今、次なる活動へ」家庭の台所をいかなごのぎ煮加工場にしようが農林水産大臣賞を受賞しました。

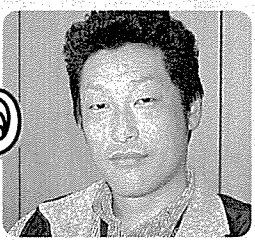
今回、神戸市漁協婦人部の他に他県4グループが農林水産大臣賞を受賞しており、この5グループは、秋の農林水産祭表彰水産部門の天皇杯候補となります。



左端：神戸市漁協婦人部 井上二三枝 部長



## 教えて！ あなたのすかあ



JF明石浦

総務部次長 **山崎清張** やまさき きよはるさん

### 現在のお仕事

- 「魚食普及」を根拠とした、ギフト部門の企画から構成など
- 総務・海苔業務
- マリンスクールや料理教室の講師
- その他いろいろな営業活動、講演会、テレビ、ラジオなどにも出演

## バイクも仕事も・・・走り続ける人生です

とにかく幼い頃からオートバイが好きだったという山崎さん。バイクにまたがると「もっと速く走りたい」という気持ちになり、それが自然にレースへ結びついたといいます。10代の頃、時代はバイクブーム。六甲山までよく走りに行ったそうです。

21歳で初めて出場したレースは、小排気量クラスの県大会。それからのレース人生はあっという間に過ぎ、23歳でついにシリーズチャンピオンに輝きます。当時のトロフィーは今でも残っているそうです。

ここで一度レースを引退し、ツーリングや社会人リーグでのサッカーを楽しんでいましたが、レースでの感動が忘れられず、33歳で復帰を決意。現在も10数名で構成されるチーム「REALITY-B」に所属し、年に4～5戦はレースに出場しています。250kmを超えるスピードで走るレース。当然怖いけれど、それ以上に「前の人に

追いつき、追い抜きたい」という気持ちの方が強いといいます。ケガをして救急車で運ばれたことも数回あります。それでも走り終わった後の最高の充実感を求め、またレースに



出場します。2年前からは新たなチャレンジとしてモトクロスを始め、2人交代で走る4時間耐久レースにも出場しました。レースには慣れているので、モトクロスは難しいけれどこれから頑張りますと力強く話す山崎さん。

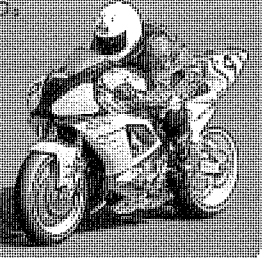
一昨年には転倒で全身打撲のケガをしましたが、包帯を巻いて出勤し、パソコン教室の講師を務めました。趣味が充実しているから仕事も頑張ることができる。仕事には趣味を趣味には仕事を持ち込まないというのが信条だそうです。

今後も講演会などを通して、子どもたちに好きなこと、夢中になれることの大切さを伝えたい。そう話す山崎さんのバイクと仕事への情熱は、さらに加速していくことでしょう。

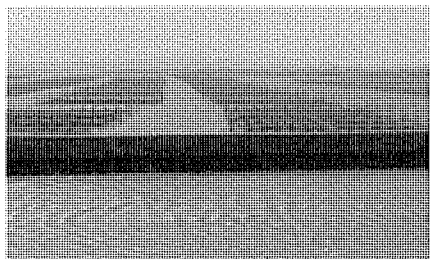
### 【耳より情報】

神戸新聞「はまのあじ」・・・

山崎さんが旬の魚やおいしい食べ方について4週間に1回月曜日連載中。是非ご覧下さい。



# 愛知県三河湾における 漁場改善(干潟造成)に関する研修会



三河湾では昭和30年から45年にかけて透明度が悪化し、その後50年頃から赤潮の発生が顕著となり、連動して貧酸素水塊(苦潮)が発生し長期・広域化した。この赤潮の頻発と貧酸素水塊の規模拡大は、三河湾の埋め立て

去る3月13日から2日間にわたり、のリ養殖基本問題検討委員会の大西委員長ほか委員8名は、愛知県三河湾の現地研修を行いました。この研修会は、のり色落ち対策の抜本的対策として漁場改善が議論されている中、漁場改善(干潟造成)に先進的に取り組んでいる三河湾の現地研修を行い、本県の対策に資することを目的に実施されたものです。

研修会では、愛知県水産試験場漁場環境研究部長で兵庫県ノリ漁場環境予測モデル検討委員会委員でもある鈴木輝明氏から、抜本的な漁場改善事業として三河湾で取り組まれている干潟浅場造成事業について講演をいただいた後、一色地区の自然干潟及び人干潟を見学した。



(約1200ha)と同時期であり、干潟・浅場藻場の喪失が漁場環境を悪化させた要因ではないかと推測されている。

愛知県漁連では、平成3年より漁場環境改善部会を設置し、漁場環境を改善するための調査・研究を進めた結果、干潟・浅場・藻場は有機懸濁物や有機堆積物を浄化する場として重要で、生息するアサリ等の二枚貝は強力な海水ろ過能力を持ち、貧酸素水塊の原因となる赤潮を減少させることに着目し、平成8年「愛知県の沿岸漁場環境を改善するために」と題した提言をとりまとめた。その後、国、県の支援協力のもと平成10年より三河湾の漁場改善対策として、中山水道の浚渫土砂を使った干潟・浅場の造成事業を積極的に進め、平成16年度までに600haの干潟造成をめざしている。近年は、赤潮や苦潮の発生は減少している。

講演の中で、干潟・浅場造成事業の効果的な場所に関する調査で、アサリの漁場と浮遊稚仔の分布のシミュレーションから湾

全体を視野においた事業計画の必要性についての話があった。簡単にいえば、地先の浜がきれいでも対岸の浜が汚れておれば湾全体の浄化作用は鈍くなる。兵庫県に置きかえると大阪湾、播磨灘全体で対策をたてるのが肝要であるということである。

質疑の中で、愛知県では県(水産部局・土木部局)と国(国土交通省)が役割分担しながら干潟・浅場の造成に取り組んでいること、当初、県水産関係者と国(国土交通省)の間に意見の食い違いがあったが、双方の若い人の熱意によりコンセンサスが得られたことなど苦労話も披露された。兵庫県でもこれからのようにして行政をはじめ関係機関を巻きこんだ組織が構築できるかが大きな課題である。

兵庫県では昭和40年代以降埋立が急速に進み、現在では昭和30年当時と比べて約60平方kmの面積が増加している。これは関空6個分に相当する。これらの多くは浅海域の埋め立てであり、干潟・藻場・浅場の喪失による損失は計り知れない。埋め立てをきっかけにもたらされた慢性的な赤潮の海の修復を急がずにはいられない。「今日に至って、環境問題に世間の風は温かい」

鈴木氏

## 日本側の「海苔の輸入規制」が貿易障壁？ 「WTO加盟で結果的に差別」 水産庁が見解

水産庁は2月26日付、中国紙経済参考報(電子版)掲載の「中国・江蘇省海苔協会が、日本は輸入割当制により韓国産のりには市場を開放しながら、中国産は輸入しない差別的な措置を取っている、と同国商務省に貿易障壁をめぐる調査を申請した。」という報道について「対日輸出の実績があるのが韓国だけだったため、輸入枠の全量を韓国に割り当ててきた。」(漁政部)とし、「中国が世界貿易機関(WTO)に加盟したため結果的に差別する形になっている。」と説明した。

同庁によると、水産物の中で、WTOの手続きで認められた輸入割当ての対象品目は、のり、イワシ、サバ、など17品目あるが、特定の国を差別的に扱っている例はのり以外にはないという。当面は「中国政府の対応を見極めたい。」としている。

## 日本とメキシコが FTA締結で正式合意(3月12日) 今後の進展に懸念

日本とメキシコ両政府は、先月12日、自由貿易協定(FTA)締結で正式合意した。農産品5品目(豚肉、牛肉、鶏肉、オレンジ、同果汁)について、低関税枠を新設することになった。この協定はシンガポールに続く2国目となるが、農産品を含めたFTA締結は今回が初めて。なお、今回の交渉で水産物関税の扱いについても別記品目の例示が出された模様であり、品目毎の確認作業やIQのことなどは継続協議となっているとの情報もある。

### 【水産物関税での例示】

- ・ 関税即時撤廃：えび、きはだまぐろ、くらげ等
- ・ 段階的関税撤廃：うに(3~5年で)
- ・ 関税削減：いわし、いか等
- ・ 再協議又は除外：くろまぐろ、さば、ほたて貝等
- ・ 除外品目：上記以外

また、今回の協定締結で鉄鋼は10年以内に関税を撤廃することや、自動車関係は段階を踏んで7年後に関税を撤廃することが合意された。この背景には、既にメキシコと協定を結び先行している欧米企業に比べ、

関税面で不利な立場に置かれ、又、国際入札参加はFTA締結国企業に限るなど、対メキシコ貿易に苦しんでいる自動車・鉄鋼など産業界からの強い要求がある。FTA締結によるこうしたデメリットの解消は、日本の国益に大きく貢献するという見方があるのか、以前の世界貿易機関(WTO)での農産物自由化交渉などにみられた農業団体や農林水産関係議員の反発も、今回は小さかった。

一方、政府はメキシコとの交渉で、関係省庁の「縦割り交渉」が弊害となり、最終合意に至るまで難航したことを踏まえ、今後本格化する東南アジア諸国とのFTA交渉で、農業分野など省庁間の幅広い調整が課題となるため、官邸主導で関係閣僚会議の設置を決めている。

既報の通り、日本はFTA締結交渉で中国や欧米諸国の動きに大きく遅れている。その焦りが国益重視のもとに、農水産物の位置づけを埋没しかねない。これまでのWTOラウンド交渉でも水産庁や漁業界は被害を最小限に抑えるように、大幅な市場開放にならないように、その都度、運動・努力してきた。しかし、現実を振り返ってみると、水産業は真綿で首を絞められるように、じりじりと傷口は広がってきている。小手先だけの妥協の積み重ねが、漁業の根幹を揺るがすことになりかねない。

貿易の自由化という国際的潮流に飲み込まれないためには、強い組織力が必要である。目先の権益や組合間の感情、浜の論理より、先ずは「小事を捨て、大同を図る」という高い理念が求められる。漁業者の意識と組織が一つに纏まれば、その力は世論を動かし、食料産業としての漁業を確かなものとしていけるだろう。





行事予定 <変更になる場合があります>

**JF兵庫漁連**

4月 13日(火)	10:00~ 香住漁業無線局運営委員会
23日(金)	第13回のり入礼会
28日(水)	13:00~ 理事会(水産会館)
5月 7日(金)	第14回のり入礼会

**JF兵庫信漁連**

4月 15日(木) ~19日(月)	全漁連監査
19日(月)	13:00~ 理事会(水産会館)
26日(月)	11:00~ 監事監査(信漁連会議室)

**JFぎょさい兵庫**

4月 15日(木)	13:30~ 漁業共済ブロック会議 (大阪)
27日(火)	10:00~ 監事会(共済組合会議室)

**JF共水連兵庫**

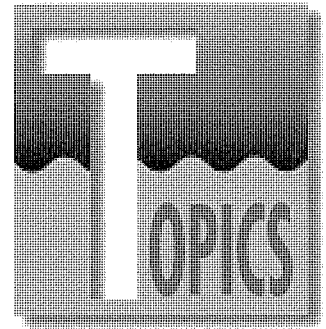
4月 19日(月)	14:00~ 近畿ブロック協議会 所長代理会議 (大阪)
20日(火)	9:30~ ブロック会議(大阪)
21日(水)	13:30~ JF共済職員会議(舞子ピラ)
22日(木)	農水研関西支部総会 (大阪)

**基金協会**

4月 23日(金)	13:30~ 監事会(水産会館)
--------------	---------------------

**内海漁保**

4月 13日(火)	13:30~ 正副組合長会議(産業会館)
21日(水)	13:30~ 監事会(産業会館)
27日(火)	13:30~ 理事会 (ペアール神戸)



**但馬漁保**

4月 12日(月)	13:30~ 監事会 (但馬漁業センター)
13日(火)	13:30~ 理事会 (但馬漁業センター)

**ひょうご豊かな海づくり協会**

4月 20日(火)	13:30~ 監事会 (ひょうご豊かな海づくり協会事務所)
--------------	-------------------------------------

**振興基金**

4月 20日(火)	監事会 (振興基金事務所)
--------------	------------------

**兵庫県**

4月 21日(水)	13:30~ 但馬海区漁調委 (但馬漁業センター)
--------------	---------------------------------

**各地のおもなイベント情報**

チュールリップまつり

4月中旬予定

◆場 所：但東町

◆問い合わせ：但東シルクロード観光協会 0796-54-0500

三原町春まつり

5月3日(祝)

◆場 所：未定

◆問い合わせ：三原町商工観光課 0799-42-0266

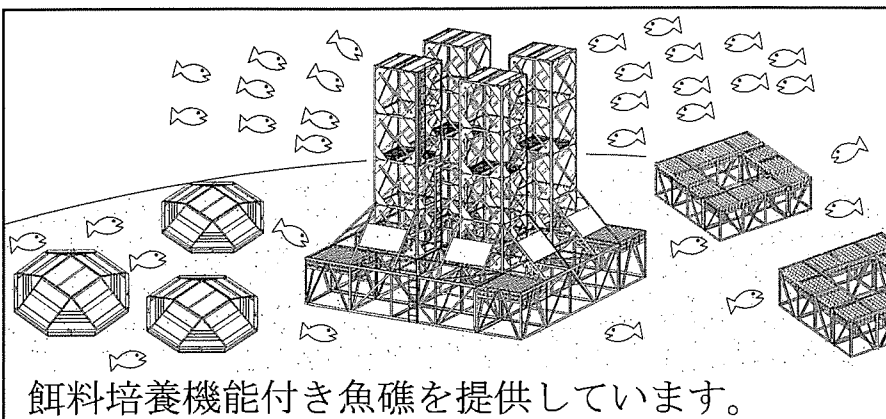
御殿飾り雛の世界

~5月30日

◆場 所：兵庫県神崎郡

◆問い合わせ：日本玩具博物館 0792-32-4388

◆入場料：一般500円 高大学生400円 子供(4歳以上)200円



## SKSリーフ

◆ 神鋼建材工業(株)  
海洋製品グループ

〒660-0086  
兵庫県尼崎市丸島町46番地

TEL: 06-6418-4336

FAX: 06-6418-2423

E-mail: kaiyo@shinkokenzai.co.jp

URL: <http://www.shinkokenzai.co.jp>

餌料培養機能付き魚礁を提供しています。

## たべもの通貨KOBЕ 発行



生産者グループ・消費者グループ・JA兵庫六甲(兵庫六甲農業協同組合)による「たべもの通貨KOBЕ運営委員会」では、神戸市西区の直売所4カ所で、昨年12月5日から2月15日まで「たべもの通貨KOBЕ」を発行した。「たべもの通貨KOBЕ」とは、“食”(地元農産物)と“緑”(将来の地域環境)を守るための地域通貨。農業・地域環境へ配慮した活動に対して配布された。

具体的には、買い物袋の持参、イベント後の会場清掃、ゴミの持ち帰りなどを行った人に、1~2枚の「たべもの通貨」を渡す。通貨単位は「KOBЕ(こうべ)」で、現在発行されているのは「50KOBЕ」(50円相当)の1種類。JA直売所、ピカリショップ、ハートショップおしべ、レインボーショップ櫛の4店舗では、農産物購入金額の10%分まで使用できる。

平成12年の合併以来、JA兵庫六甲が提唱してきた“環境創造型農業”や“地産地消”の取り組みの一環として企画。環境にやさしく安定した農業生産を続けるために、豊かな自然を守りたいという生産者の思いとともに始まった。現在は試験運用の段階であるが、「たべもの通貨」の拡大・定着によって農家と消費者との交流が深まり、地域に支持される農業が広がることが期待される。



<http://www.zenchu-ja.org/>

## 兵庫県県民政策部と 県連理事会との懇談会報告

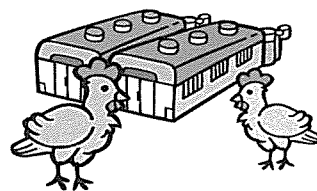


3月18日(木)午後4時30分~5時30分、県民会館において兵庫県県民政策部と県連理事会との懇談会を開催し、兵庫県県民政策部井筒紳一郎部長をはじめ5名が出席、県連理事・監事11名と事務局の出席で情報交換を行ないました。

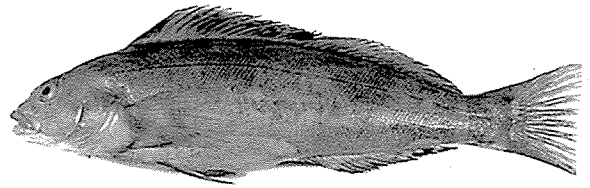
まず、兵庫県生協連宮内会長理事より挨拶および、食の安全について、消費者保護基本法の改正について、全国の生協の現況について連絡を行ない、続いて西田専務理事より生協対策資金の継続運営、監事研修会の共催等、6項目について協力・支援をお願いしました。つぎに、兵庫県県民政策部井筒部長より県政の取組みをご報告いただきました。この間発生した鳥インフルエンザについては、より早く正確な情報提供を県民に行なうことが必要であると痛感したとのこと、また、平成16年度の県政の取組みとしては、参画と協働を基本に県民生活の安全、安心を守っていく課題として

- ①地域ぐるみ安全対策事業、
- ②「まちの子育て」地域協働プロジェクト、
- ③県民交流広場事業について、詳しくご報告いただきました。

その後、兵庫県の「食の安全」の指針づくり、消費者保護条例について、鳥インフルエンザの報道、マスコミ対応について等、活発な意見交換が行われました。



<http://www.co-op.or.jp/jccu/>



今月のさかな

アイナメ

標準和名: アイナメ

分類: カジカ目 アイナメ科

関西では「アイナメ」というより「アブラメ」という方がピンとくる人が多いのではないのでしょうか? 鱗が小さく、全体がなめらかで、油を塗ったように見えることや、白身の魚にしては意外と油っぽく感じる場所から、関西では「アブラメ」と呼ばれます。兵庫県では日本海側で多く獲れる魚です。

水深30mくらいまでの藻が多い岩場の海岸などに生息し、群れをつくらず、岩のくぼみや隙間に身を潜め、単独で行動します。泳いで餌を捜すのではなく、じつと穴に潜み、餌が近づくと待っています。雑食性で、イソメや小魚などを食べますが、中でもカニやエビなどの甲殻類が大好物です。オスは1年、メスは2年で成熟し、全長は普通30cm程度ですが、大きい

ものは50cmほどになります。中央が大きく、両端が次第に細くなる紡錘形で、体側には5本の側線があります。これは魚の第六感をつかさどるレーダー的な役割を持ち、音などの振動を敏感に察知します。体色は保護色で、オレンジ色、茶褐色、暗緑色など変化に富み、生息場所に合わせて大きく変化します。

産卵は寒い地方ほど早く、10月頃から始まります。この時、オスの体はペンキを塗ったような鮮やかな黄色に変化します。これは「婚姻色」と呼ばれ、海水魚でこの特徴をもつのはアイナメくらいのもので、一方、メスは産卵期間に何度も卵を産みます。これは、自分の体に比べて大きな卵をたくさん産み、色々な場所に多くの子どもを残すための知恵なのです。卵は

2mm前後で、2000〜3000個の卵は、すぐに団子状の卵塊となり、岩や海藻の根に付着します。産卵を終えるとメスは立ち去り、孵化するまでの1ヶ月、新鮮な海水を口やヒレで送りながら卵を守り続けるのはオスの役目となります。しかも、1尾のオスが複数のメスに産卵させているため、モテるオスはこの時期、卵の世話で大忙しです。

自身の肉質はコリコリとして弾力があり、適当に脂が乗っているため、新鮮な刺身は絶品だとか。何にでも料理できる便利な魚ですが、鮮度落ちが非常に早いので注意が必要です。4月のアイナメは丸々と太って、特においしい時期。煮付け、唐揚げ、焼き物、味噌汁などお好みの味で春の味覚をお楽しみ下さい。



森づくりに参加しよう

漁業者の森



と き: 平成16年4月24日(土)  
時 間: 10時45分~  
場 所: 三原郡南淡町賀集牛内

豊かな森に降った雨は、地表に積もった腐葉土を通過して大地にしみ込み、川の水となる過程で豊かな栄養素を含みます。この栄養豊かな水が海に注ぎ込むことが、多種多様な生物をはぐくみ、豊かな海づくりにつながります。

海で働く私達が、次代に豊かな海を引き継いでいこうと平成11年から始め、これまでに865本の木を植えました。

主催: 兵庫県漁業協同組合連合会  
兵庫県漁協青壮年部連合会  
兵庫県漁協婦人部連合会

後援: 兵庫県漁協系統団体

下記申込先へお電話ください。

【申込先】

JF兵庫漁連 指導部漁政課

TEL 078-652-3444

FAX 078-671-6685

当日は送迎バスを用意いたします。

詳細については、参加者へ後日連絡いたします。

編/集/後/記

休日にサイクリング。

近頃の楽しみになっている。

畑や坂道をぐんぐん走り抜ける。

遊んでいる子供、お昼寝中の犬、

立ち話しているおばさん。

風に吹かれて気分爽快~。

次の日、必ず筋肉痛デス。



高水準の漁師文化が息づく神秘の島

# ブランド品の アジ・ハモを産んだ 高い技術力

## ウチの 漁協!

No.12

JF 沼島



沼島(ぬしま)の歴史は日本誕生のイザナギ・イザナミ伝説まで遡ります。という少しオーバーかもしれませんが、沼島こそ神々が作り出した最初の島という伝説が残っています。確かに勾玉(まがたま)のような形や、島を取り巻く奇岩の数々が、伝説を思わせる神秘さを醸し出します。

沼島の漁師はもともと水軍として活躍し、この辺りの制海権を持っていました。操船技術が非常に高く、戦国時代には豊臣水軍の傘下として朝鮮征伐でも活躍したほどです。江戸時代から昭和初期までは、「沼島衆」と呼ばれる50~100隻の船団が櫓(ろ)を漕いでるはるばる対馬や五島列島あたりまで漁に出ていました。ハイテクのなかった時代に、そんな荒技を發揮できたのは何故か? それは独自の高い操船技術を持っていたからです。沼島の櫓船(ろふね)は通常はついていない「帆」を有しています。風が吹くとその帆を見事に操り、船を進めました。九州など遠方にまで出漁できたのはこのためです。

また櫓にも工夫をこらしました。一般的な楕円形の持ち手は静かな海では引く力に優れますが、波の抵抗にあうとその力は極端



険の仕組みを最初に作ったのも沼島の漁師です。まだ漁協ができる前から漁師たちはお金を出し合って事故などがあつた際活用してきました。沼島の人々にとって漁業は、切っても切り離すことのできないほど深くつながっていたと言えます。

現在の漁法は、一本釣りと底曳き網漁が中心です。獲れる魚は種類が豊富で、おいしいと評判です。中でもアジとハモは全国的にも有名です。アジは佐賀の「関アジ」、五島の「ごんアジ」と並び日本で3本の指に入るといわれます。また、「沼島のハモ」といえば、市場では高値がつくいずれも魚のブランドです。その味の良さはもちろん、鮮度に秘密があります。陸上交通が発達していなかった頃、沼島の漁師はその操船技術を活かし、ハモを大きな帆船で生きたまま大阪などの市場まで運んだのです。新鮮で生きたままのハモを届けることができたのは、おそらく船で直接運んだ沼島の漁師だけだったでしょう。新鮮なハモは当然高価で取り引きされ、次第にハモのブランド品となっていったわけです。

しかし、安い韓国からの輸入ものの影響はアジ・ハモにまで及んでいます。アジの単価は最盛期の約半分、ハモは約10分の1にまで落ち込んでいます。このことも影響してか、安定した生活を求めて都心へ出ていく若者が多く、漁師の平均年齢も徐々に高齢化しています。

ただ、一度島を離れても島とのつながりは深く、再び島に戻ってサラリーマンから漁師になるUターン組の漁師も数多く活躍しています。またゴールデンウィークに行われる祭りには都会に出た人も島に帰省し、だんじりを担いで練り歩くなど、島中に活気が溢れています。祭り同様、漁業という伝統もさらに発展していくことを漁協としては願ってやみません。



以前は淡路の水産といえば沼島と言われるほど、ケタはずれの漁獲量と漁獲高を誇っていました。今では当たり前になった漁船保

### <漁協メソ>

沼島漁業協同組合  
代表理事組合長 磯崎 剛  
組合設立日：昭和24年10月18日  
組合員数：正組合員175名、准組合員21名/計196名  
漁獲数量：1,281トン



まだ、沼島を訪れたことのない方は、是非名物「はもすき」をご堪能いただき、海面からの高さが約30メートルにもなる立神岩(たてがみいわ)がお出迎えする島めぐりを楽しんでみてください。更なる沼島の魅力を発見していただけることと思います。

招 TAKUSUI  
4 April

JF 発行人 兵庫県漁業協同組合連合会

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会  
(財)兵庫県水産振興基金

〒652-0844 神戸市兵庫区中之島2-2-1

TEL 078-652-3445 FAX 078-671-6685  
URL <http://www.jf-net.ne.jp/hgyoren/>